

建設業の入札における最低制限価格を 予定価格の95パーセントもしくはその近似値に引き上げる決議（案）

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律が、衆議院・参議院ともに全会一致で可決され、本年6月4日に公布・施行された。

改正のポイントは、基本理念として、施工技術の維持向上と、それを有する者の中長期的な育成・確保、災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金・安全衛生等の労働環境の改善等が追加されるとともに、第7条発注者の責務として、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう市場における労務・資材等の取引価格・施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定、不調・不落の場合等における見積もりの徴収、低入札価格調査基準や最低制限価格の設定、計画的な発注や適切な工期設定並びに適切な設計変更等が追加された。

要約するに、公共工事の品質を担う地域建設業や、そこで働く人たちの中長期的育成・確保を図るという理念のもとに、担い手の適正な利潤の確保が発注者の責務として定められたものである。

しかしながら、これらを適切に行うには、発注者の意識改革、入札契約手続全般にわたるシステムの改善、マンパワーや技術力の向上など様々な課題があり、改善には相当の年月を必要とすることが思料される。

また、これらが改善されたとしても、最低制限価格付近で競争しなければならない、受注できない入札環境を変えなければ、受注者にとって利益は上げられない。

一方、県内建設業はこれまで平成10年度に4,610億あった建設投資額が、平成24年度は1,660億に大幅に減少する中、低価格競争を強いられてきたため、現在厳しい経営を強いられており、公共工事の執行どころか地域社会の機能を維持することが困難になる、もしくは、しわ寄せが中小建設業、加えて労働者の給料に跳ね返るという形で、現場作業員の確保や後継者不足も極めて厳しい状況にある。

平成24年度決算の県内建設業の経常利益は総平均で0.06%と、ほぼ0という状況の中で、土木は-0.47%、特に完成工事高1億円未満の小規模企業は-1.25%と経営が成り立たない状況にあり、10億円から30億円の中核建設業の利益率も0.18%と、前年度に比べ2%も大幅に低下し、九州で最低の状況である。

前回、平成21年2月に本県として、企業倒産や事故の増加、品質確保への影響の懸念等から、完成工事高営業利益率を全産業平均の3.1%まで引き上げることを目標として、最低制限価格を5%引き上げたが、現在の県内建設業の経営状況は再び悪化し、平成22年2月の引き上げ前の状況に陥っている。

利益がない原因は、第一に価格競争により労務費、資材費等の設計価格が目減りし、サヤがなくなったこと。特に、最近は価格高騰に設計価格が追いつかないといった逆ザヤが生じていること。

第二に、端境期があり、人材・資機材の年間を通じた稼働ができないこと。第三に、当初設計・積算と現場のギャップについて、設計変更の対応が鈍いこと。第四に、最低制限価格での受注の差額が企業利益を圧迫していること等である。

また、こうした企業経営の状況を反映して、主要12職種の労務単価は、九州各県の中で本県がこの10年間最下位であり、現在、作業員需要の多い東北の宮城県と比較すると、特殊作業員で5,100円のマイナス、普通作業員で2,700円のマイナス、鉄筋工で8,100円のマイナス、型枠工で9,300円のマイナス、大工で4,700円のマイナス、左官で6,300円のマイナスと、まさに人がいなくなる原因が如実に表れている。

さらに本県の最低制限価格率は、完成工事高が1億円で90%であるのに対し、20億円では87.48%と左肩下がりになっており、他県と全く逆の取り組みになっているのみならず、20億円を超えるWTOの低入札調査基準価格率は89.17%から右肩上がりになっているなど、最低制限価格率が低入札調査基準価格率より低くなっているという他県には見られない逆転現象が放置され、中核建設業の利益率の大幅低下に拍車をかけている。

なお、地域社会を守るための建設業の育成・確保が不可欠との観点から、他県では既に新潟県では完成工事高1億円で91.00%、20億円で91.38%、福井県では完成工事高1億円で91.03%、20億円で92.00%、和歌山県では完成工事高1億円で91.03%、20億円で92.64%、山口県では完成工事高1億円で92.54%、20億円で93.72%と最低制限価格率が引き上げられている。

こうしたことを総合的に勘案すると、担い手の適正な利潤の確保が発注者の責務として定められた品確法の改正の目的を早期に実現するとともに、本県の建設業の危機的状況を救い、人材の確保により地域社会の機能を維持するため、入札契約手続のシステムの改善が一定整うまでの間、建設業の入札においては最低制限価格を予定価格の95%もしくはその近似値とし、ただちに実施することを県に対し強く申し入れるものである。

以上、決議する。

平成26年12月18日

長崎県議会